

介護保険関係法令（主なもの）

基本法

- 法 介護保険法（平9法律123）
- 令 介護保険法施行令（平10政令412）
- 則 介護保険法施行規則（平11厚令36）

運営基準

- 基準条例 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平24浜松市条例80）

〈居宅サービス・介護予防サービス〉

- 厚令37 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）
- 厚労令35 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平18厚労令35）
- 老企25 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企25）

〈地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス〉

- 厚労令34 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平18厚労令34）
- 厚労令36 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平18厚労令36）
- 老計発0331004外 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平18老計発0331004・老振発0331004・老老発0331017）
- 厚労告113 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平24厚労告113）

- 老高発0316第2外 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平24老高発0316第2・老振発0316第2・老振発0316第6）

- 老計発1017001 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平18老計発1017001）

- 老振発0327第4外 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平27老振発0327第4・老老発0327第1）

〈居宅介護支援〉

- 厚令 38 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平 11 厚令 38）
老企 22 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平 11 老企 22）
老企 29 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平 11 老企 29）

〈介護予防支援〉

- 厚労令 37 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平 18 厚労令 37）
老振発 0331003 外 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平 18 老振発 0331003・老老発 0331016）
老振発 0331009 介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平 18 老振発 0331009）

〈介護老人福祉施設〉

- 厚令 39 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 39）
老企 43 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平 12 老企 43）
厚令 46 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 46）
老発 214 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平 12 老発 214）
老高発 1212 第 1 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平 26 老高発 1212 第 1）

〈介護老人保健施設〉

- 厚令 40 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平 11 厚令 40）
老企 44 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平 12 老企 44）

〈介護医療院〉

- 厚労令 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平 30 厚労令 5）
老老発 0322 第 1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平 30 老老発 0322 第 1）

〈介護療養型医療施設〉

- 厚令 41 〔旧〕指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 41）
老企 45 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平 12 老企 45）

〈指定事業者による第一号事業〉

- 指定要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱
基準要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

介護報酬

〈報酬単位数〉

- 厚告 19 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 19）
- 厚労告 127 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 127）
- 厚労告 126 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 126）
- 厚労告 128 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 128）
- 厚告 20 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 20）
- 厚告 21 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 21）
- 厚労告 129 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 129）
- 厚労告 165 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平 18 厚労告 165）
- 厚告 30 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理及び単位数（平 12 厚告 30）
- 厚労告 273 厚生労働大臣が定める特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平 20 厚労告 273）
- 報酬要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業所による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

〈別掲告示〉

- 厚労告 93 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平 27 厚労告 93）
- 厚労告 94 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平 27 厚労告 94）
- 厚労告 95 厚生労働大臣が定める基準（平 27 厚労告 95）
- 厚労告 96 厚生労働大臣が定める施設基準（平 27 厚労告 96）
- 厚告 27 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平 12 厚告 27）
- 厚告 29 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平 12 厚告 29）
- 厚告 31 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等（平 12 厚告 31）
- 厚労告 274 厚生労働大臣が定める特別診療費に係る施設基準等（平 20 厚労告 274）

〈留意事項通知〉

- 老企 36 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 12 老企 36）
- 老企 40 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 12 老企 40）

老計発 0317001 外 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平 18 老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001）

老計発 0331005 外 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 18 老計発 0331005・老振発 0331005・老老発 0331018）

老企 41 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平 12 老企 41）

〈関連通知〉

老企 39 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平 12 老企 39）

老発 0316 第 4 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令 3 老発 0316 第 4）

老認発 0316 第 3 外 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令 3 老老発 0316 第 3・老老発 0316 第 2）

老認発 0316 第 4 外 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令 3 老認発 0316 第 4・老老発 0316 第 3）

老老発 0316 第 4 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令 3 老老発 0316 第 4）

その他

老振発 0430 第 1 外 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平 27 老振発 0430 第 1・老老発 0430 第 1・老推発 0430 第 1）

老企 54 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平 12 老企 54）

老振 75 外 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平 12 老振 75・老健 122）

厚労告 268 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平 18 厚労告 268）

老推発 0928 第 1 外 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

令和5年度介護サービス事業者説明会（浜松市健康福祉部介護保険課）

（平 30 老推発 0928 第 1 ・ 老高発 0928 第 1 ・ 老振発 0928 第 1 ・ 老老発 0928 第 1）